

平成27年

上砂川町議会会議録

第2回 臨時会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1

平成27年第2回臨時会

(4月28日)

議事日程	2
会議録署名議員	2
開会の宣告	2
開議の宣告	2
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
議案第19号 上砂川町税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分の承認について (原案可決)	3
議案第20号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について(原案可決)	4
議案第21号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)(原案可決)	5
閉会の宣告	9

出席議員

議席番号	氏名	2 臨
		4.28
1	伊藤充章	○
2	川岸清彦	○
3	吉川洋	○
4	斎藤勝男	○
5	数馬尚	○
6	高橋成和	○
7	横溝一成	○
8	大内兆春	○
9	堀内哲夫	○

説明のため出席した者

役職名	氏名	2 臨
		4.28
町長	奥山光一	○
副町長	林智明	○
教育長	飯山重信	○
教育委員長	栗原順道	○
監査委員	横林典夫	○
監査事務局長	中島隆行	○
総務課長	米田淳一	○
企画課長	浅利基行	○
建設課長	佐藤康弘	○
税務出納課長	西村英世	○
住民課長	前田厚	○
地域支援推進室長	永井孝一	○
福祉課長	扇谷洋子	○
教育次長	斉藤琢也	○

事務局職員出席者

職名	氏名	2 臨
		4.28
議会事務局長	中島隆行	○
書記	藤本沙希	○

平成 27 年

上砂川町議会第 2 回臨時会会議録（第 1 日）

4 月 28 日（火曜日）午前 10 時 00 分 開 会
午前 10 時 36 分 閉 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
4 月 28 日 1 日間
- 第 3 議案第 19 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分承認について
- 第 4 議案第 20 号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 21 号 平成 27 年度上砂川町一般会計補正予算（第 1 号）

○会議録署名議員

6 番 高 橋 成 和
7 番 横 溝 一 成

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

ここで 4 月の人事異動、機構改革により担当課長に変更がありましたので、ご紹介いたします。初めに、浅利企画課長。

○企画課長（浅利基行） 企画課長の浅利です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 次に、佐藤建設課長。

○建設課長（佐藤康弘） 建設課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 続きまして、永井地域支援推進室長。

○地域支援推進室長（永井孝一） 4 月 1 日付で新しくできました地域支援推進室長並びに包括支援センター長の永井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 続きまして、西村税務出納課長。

○税務出納課長（西村英世） 税務出納課長の西村でございます。よろしくお祈いします。

○議長（堀内哲夫） 続きまして、前田住民課長。

○住民課長（前田 厚） 住民課長を仰せつかりました前田でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） また、新たに 2 人が本日の臨時会より出席しておりますので、ご紹介いたします。初めに、扇谷福祉課長。

○福祉課長（扇谷洋子） 4 月 1 日付で福祉課長を拝命しました扇谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 次に、斉藤教育次長。

○教育次長（斉藤琢也） 同じく 4 月 1 日付で教育次長を拝命いたしました斉藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀内哲夫） 以上で紹介を終わります。

それでは、定足数に達しておりますので、平成 27 年第 2 回上砂川町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 10 時 00 分）

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、6番、高橋議員、7番、横溝議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第19号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第19号 上砂川町税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第19号 上砂川町税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分の承認について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

提案の理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、上砂川町税条例の関係条項の一部を改正するため平成27年3月31日に専決処分したので、これを報告し、その承認を求めます。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第19号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー1をご参照願います。このたびの改正は、地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、これに準拠している上砂川町税条例の関係条項を改正するものであります。しかしながら、昨年6月議会で議決をいただき、改正いたしました軽自動車税の税率改正の施行が1年延長され、平成27年3月31日までの改正が求められたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

改正の内容でございますが、軽自動車税率につきまして平成27年4月1日から改正することとして平成26年6月議会において議決をいただきましたが、そのうち表に記載しております車種の税率改正について施行を1年間延期することとされたことから、町税条例を改正するものでございます。また、現行は制限税率を適用しておりますが、標準税率の改正後はいずれも現行税率を上回るため、平成27年度から標準税率を適用することとしたものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町税条例の一部を改正する条例。

上砂川町税条例（昭和25年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「第82条及び第83条第2項の改正規定」を「第82条第2号ア（「3,600円」及び「3,000円」に係る部分を除く。）及び第83条第2項の改正規定」に改め、同条第5号中「附則第16条の改正規定」を「第82条第1号、第2号（「3,600円」及び「3,000円」に係る部分に限る。）

及び第3号並びに附則第16条の改正規定」に改める。

附則第4条第1項中「第82条」を「第82条第2号ア（「3,600円」及び「3,000円」に係る部分を除く。）」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号、第2号（「3,600円」及び「3,000円」に係る部分に限る。）及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条第1項の次に次の1項を加える。

2 平成27年度分の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る第81条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

第82条第1号ア、1,200円、1,000円。第82条第1号イ、1,400円、1,200円。第82条第1号ウ、1,900円、1,600円。第82条第1号エ、3,000円、2,500円。第82条第2号ア、2,800円、2,400円。第82条第2号イ、1,900円、1,600円、5,600円、4,700円。第82条第3号、4,800円、4,000円。

附則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第1条第3号及び第5号並びに第4条及び第6条第2項の規定は、公布の日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 上砂川町税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分の承認については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第20号

○議長（堀内哲夫） 日程第4、議案第20号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第20号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、上砂川町税条例の関係条項の一部を改正すること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第20号について内容の説明をいたし

ます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、固定資産税の負担調整措置を継続するための関係条項を改正するものであります。現在の土地に係る固定資産税の負担調整措置につきましては、平成24年度から平成26年度までとされておりましたが、本年度の評価がえに伴い現行の仕組みを3年延長して、平成29年度までとするものでございます。

本議案につきましては、5月1日の固定資産税の納税通知書発付前に条例改正を要することから、このたび議案提出いたしました。その他の法改正にかかわります改正事項につきましては、詳細が決定した後6月議会にてご提案させていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町税条例の一部を改正する条例。

上砂川町税条例(昭和25年上砂川町条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条(見出しを含む。)及び第13条(見出しを含む。)中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平

成30年3月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 討論なしと認めます。

これより議案第20号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 上砂川町税条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第21号

○議長(堀内哲夫) 日程第5、議案第21号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長(奥山光一) ただいま上程されました議案第21号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成27年度上砂川町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,700万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年4月28日提出

北海道上砂川町長 奥山 光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第21号について内容の説明をいたします。

2ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、9款地方交付税1,140万円の追加で、15億8,940万円となります。

1項地方交付税、同額であります。

歳入合計が1,140万円の追加で、30億7,700万円となります。

2、歳出、2款総務費1,140万円の追加で、1億5,353万1,000円となります。

1項総務管理費1,140万円の追加で、1億1,678万3,000円となります。

歳出合計が1,140万円の追加で、30億7,700万円となります。

事項別明細書、4ページ、歳出でございます。このたびの補正予算につきましては、総務省が進める地域おこし協力隊導入に係る経費を追加するものであります。

資料ナンバー2をご参照願います。地域おこし協力隊制度につきましては、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図ることで地域力の維持、強化を図ることを目的としており、当初3名の採用を予定しておりましたが、2名の応募

があり、過日書類選考、面接等を行い、2名とも採用することとし、現在も残る1名の公募をしていることから3名分の予算を計上するものであります。なお、現在1件の問い合わせが来ています。採用時期は5月11日月曜日を予定しており、活動期間はおおむね1年以上3年以下で、隊員1人当たり400万円を上限とした特別交付税での財政支援措置が講じられるところであります。活動内容は、観光、イベント参画事業と高齢者等サポート形成事業が本人の意向でありましたが、その他の活動内容に記載されている事業につきましても今後対応させていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それでは、予算書に入らせていただきます。3、歳出、総務費、総務管理費、12目地域おこし協力隊事業費1,140万円の追加で、1,140万円となります。1節報酬でございますが、月額17万円の11カ月分、3名分として561万円を計上するものであります。3節職員手当等112万円の追加は、期末手当として6月と12月に各1カ月分支給するため102万円、時間外手当として10万円計上するものであります。4節共済費でございますが、健康保険料等労働3法の経費として100万5,000円を計上するものであります。9節旅費は、研修会用の旅費として5万円計上するものであります。11節需用費でございますが、デスク用品、作業費等消耗品として60万円、PRパンフ等の印刷製本費として15万円、借り上げ車代のガソリン代として10万円、居住住宅等の修繕費として210万円、合計295万円を計上するものであります。12節役務費、自動車保険料、電話料、郵便料の計上であります。14節使用料及び賃借料でございますが、車借り上げ料として36万3,000円、パソコン等事務機器等の借り上げ料として18万6,000円、合計54万9,000円を計上するものであります。19節負担金、補助及び交付金は、各種研修会負担金として3万円計上するものであります。

次に、4ページ、歳入であります。2、歳入、

地方交付税、地方交付税、1目地方交付税1,140万円の追加で、15億8,940万円となります。全額特別交付税を充当するものであります。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。吉川議員。

○3番（吉川 洋） 資料のほうの中身の質問でよろしいでしょうか。地域おこし協力隊の活動内容の中に⑤に往年の味復活事業とあります。そして、町民に好まれた名物料理の復活を研究とありますが、大変抽象的な表現なのですけれども、イメージ的に何か持っているのかということと、それとこの料理を例えば町民とか一般から募集をしたりとか、そのような方法も含めて何か具体的な方法を考えているのかお聞きしたいのですが。

○議長（堀内哲夫） ただいまの質問に答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（浅利基行） 今考えているのは、アカシのカツ丼とかそば元のそばとか、そういったものを考えているところです。住民からそういう意見とか聴取したほうがよろしいというもありますので、その辺も今後検討していきたいと考えています。

○議長（堀内哲夫） 吉川議員。

○3番（吉川 洋） 昔よく炭釜の中であった料理とかあったと思うのです。そういうようなものも含めて、我々わからないですけれども、年配の方たちはまだ覚えていることもあるでしょうから、それも含めて広範囲に少し情報を集めることも考えたほうがいいのかなと思います。

○議長（堀内哲夫） よろしいですか。

○3番（吉川 洋） ありがとうございます。

○議長（堀内哲夫） 高橋議員。

○6番（高橋成和） ついでなので、聞かせていただきたいのですが、当初ホームページで

企画課、福祉課、あと振興公社に1人ずつ配置するという予定だったかと思うのですけれども、さっき副町長から本人の希望によりということなのですけれども、その辺で当初の方向性と今というのは変わってきているのですか。その辺についてお聞かせいただければと思うのですけれども。

○議長（堀内哲夫） 答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（浅利基行） 当面課の配置といたしましては、企画課に配置しまして、本人からの意向も高齢者対策とか観光とかというお話も今いただいておりますので、福祉部門と協力図りながら事業を進めていきたいと考えています。温泉も含めてですけれども、そう考えております。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁でよろしいのですか。

○6番（高橋成和） いいです。

○議長（堀内哲夫） 伊藤議員。

○1番（伊藤充章） この公募人員3名のうち2名現在採用されているということなのですけれども、この2名の年齢ですとか、具体的にどのような人材なのかというのをお教えいただきたいと思うのですが。

○議長（堀内哲夫） 企画課長。

○企画課長（浅利基行） まず、1人が札幌市在住の21歳の男性、この方が高齢者の対策を希望している方です。それと、もう一人の方が江別市在住の方で22歳の男性、この方が観光事業なんか携わりたいという話をいただいております。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁でよろしいのですか。

○1番（伊藤充章） ありがとうございます。

○議長（堀内哲夫） 吉川議員。

○3番（吉川 洋） 4番のニジマスの薫製が増産になっていきますけれども、規模的には具体的に目安というのはつくっていますか。

○議長（堀内哲夫） 副町長。

○副町長（林 智明） 去年はニジマス500尾使ったのですが、今年度は地方創生の交付金の事業

の関係もありまして、倍増していきたいというふうに考えております。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁でよろしいですか。

○3番（吉川 洋） ありがとうございます。

○議長（堀内哲夫） 川岸議員。

○2番（川岸清彦） 地域おこし協力隊、ちょっと呼び名は違ったと思うのですが、NHKの番組でも結構若い方で女性の隊員が地元のまちの中でいろいろお年寄りの面倒を見たりして、まちの宣伝ですとか、そういうことですのでまちの中に密着して協力してやって、そして信頼を得て、最終的にまちおこしみたいな目的みたくのを得て、それがどんどん、どんどん大きな輪に広がっていているということを見たことあるのですけれども、大体上砂川もそういうような感じの狙いでやっておられるのでしょうか。

○議長（堀内哲夫） 今の質問に対して答弁、町長。

○町長（奥山光一） 今までの質問も含めて、総括的に私のほうからお答えしたいと思いますけれども、まず地域おこし協力隊については、もう既に冒頭説明あったとおり、総務省でいわゆる過疎化の進んでいる地域に都市部からの若者をまず呼び込んで、地域の活性化を図るということで行われた制度でございます。そういう中で、上砂川町も、本年度執行方針で申し上げましたとおり、地域おこし協力隊3名の募集を図るということで募集をかけたところ、今回2名の採用が内定していると。さらに、現在1名、これは女性の方なのですが、九州在住の方から照会が来ております。近々正式に申し込みがあれば面接をし、また人物的に問題なければ採用していきたいというふうに考えております。

そういうことで、まず協力隊については、ただいま川岸議員のご質問にもございましたとおり、やはり都市部の方がそのまちに入り込んでいただいて、その協力隊員が何をしたいのかということ

がまず大事ではないかなというふうに思っております。当然町でやっていただきたいこともあるわけですが、本人がどういう形でこの町に携わるのか、それが1つが福祉のものであり、さらには観光、イベント、そういうもので上砂川町のまちおこしにつながればというふうに私自身期待をしているところでございます。高橋議員の質問にありましたけれども、当初の配置予定というのは当然あったわけですが、ただいま申し上げたとおり本人の希望等もあります。当然上砂川町のことを何も知らない人間が来るわけですから、まずは企画に配置をして、上砂川の現状を見ていただきたいと。以前の議会でも町外の人間から上砂川町を見ていただいて、そして提案をもらったらどうだというような内容の質問もあったかと思っておりますけれども、当然この方々にも希望とは別に地方創生につながる部分で上砂川町、我々は住んでいてふだんは見えてもそれが現実的には見ていないだろうというふうに思っておりますので、そういうことも含めてこの方々には大いに期待していきたいというふうに考えております。

したがって、川岸議員のご質問の答弁になりますけれども、いわゆるテレビでやっていた部分、そういうことも当然出てくる可能性はあるかと思っております。また、違う部分での形での活動というものも出てくるかなというふうに思っております。いずれにしても、本人とオリエンテーリングをしながら、また本人の希望するものを含めて、せっかく来ていただいた方ですので、何とかこれを地域おこし、まちおこしにつなげるような形で努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（堀内哲夫） 数馬議員。

○5番（数馬 尚） 先ほど浅利課長のほうから往年の味復活事業の中でアカシのカツ丼だとかそば元の麺類だとかという話がありましたけれども、昔の味を出すというのは非常に難しいと思う

のですけれども、何か当てがあるのですか。例えばアカシさんはいるからいいけれども、そば元さんは完全によそのまちに移ってしまっていて、その味を復活するというのは非常に私自身考えても難しいと思うのですが、そば元さんという名前が出ましたが、そこら辺の当てがあっておっしゃっているのかどうか確認します。

○議長（堀内哲夫） ただいまの質問に対して答弁を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） 先ほど企画課長の答弁でそば元という話が出たのですが、当初こちらで考えていたのは、アカシのカツ丼を何とか復活できないかと。それで、今照会していますので、その方の味を引き継いで、できれば地域おこし協力隊の方に起業ができるのであれば起業していただくとか、執行方針にも書いていましたが、若い人たちがやるプロジェクトの中でもその辺を検討していきたいなというふうに考えておりますので。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁でよろしいですか。

○5番（数馬 尚） よろしいです。

○議長（堀内哲夫） あとありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第21号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号 平成27年度上砂川町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成27年第2回上砂川町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時36分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 高 橋 成 和

署 名 議 員 横 溝 一 成